

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年2月19日提出
【発行者名】	アストマックス投信投資顧問株式会社※ ※2021年3月8日付で商号を「PayPayアセットマネジメント株式会社」に変更する予定です。
【代表者の役職氏名】	代表取締役 明丸 大悟
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
【事務連絡者氏名】	川田 純司 連絡場所 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
【電話番号】	03-6275-0936
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	PayPay投信 日経225インデックス
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	当初自己設定(2021年3月8日) 100万円とします。 継続申込期間(2021年3月8日から2022年6月6日まで) 10兆円を上限とします。 ＊なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

PayPay投信 日経225インデックス

以下、「日経225インデックス」または「当ファンド」という場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型、委託者指図型）の受益権です。

当初の信託元本は、1万口当たり1万円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1. 当初自己設定

100万円とします。

2. 継続申込期間

10兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

1. 当初自己設定

1万口当たり1万円とします。

2. 継続申込期間

取得申込受付日の基準価額[※]とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権総口数で除した金額で、当ファンドにおいては、1万口当たりの価額で表示します。基準価額は日々変動します。基準価額は、販売会社もしくは下記「照会先」にお問い合わせください。また、日本経済新聞にも掲載されます。

※当ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

■ 照会先 ■

アストマックス投信投資顧問株式会社[※]

※2021年3月8日付で商号を「PayPayアセットマネジメント株式会社」に変更する予定です。

照会ダイヤル：Tel 0120-580446

＜受付時間＞営業日の午前9時～午後5時

ホームページ [<http://www.astmaxam.com>][※]

※2021年3月8日付でホームページアドレスを

「<https://www.paypay-am.co.jp>」に変更する予定です。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、上記「（４）発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

ただし、税引き後の収益分配金を再投資する場合は、１口以上１口単位となります。

（７）【申込期間】

１．当初自己設定

2021年３月８日とします。

２．継続申込期間

2021年３月８日から2022年６月６日までとします。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドの受益権の申込取扱場所（販売会社）は、上記「（４）発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

１．当初自己設定

当初自己設定に係る発行価額の総額は、当初設定日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

２．継続申込期間

取得申込代金のお支払期日については、販売会社にお問い合わせください。なお、各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

払込取扱場所は、販売会社とします。販売会社については、上記「（４）発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】**① 申込み証拠金**

該当事項はありません。

② 本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われます。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

この投資信託は、日経平均トータルリターン・インデックス[※]（以下、「日経平均株価（配当込み）」または「連動対象指数」という場合があります。）と概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※日経平均トータルリターン・インデックスは、配当込みの日経平均株価の値動きを示す株価指数です。

② 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③ ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類・属性区分は以下の通りです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	国内
	投資対象資産（収益の源泉）	株式
	補足分類	インデックス型
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式一般））
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	日本
	投資形態	ファミリーファンド
	対象インデックス	日経225（配当込み）

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

商品分類表の各項目の定義について

- ・「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・「国内」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「株式」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「インデックス型」とは、目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表の各項目の定義について

- ・「その他資産（投資信託証券（株式一般））」とは、目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（親投資信託）を通じて実質的に株式（大型株および中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

- ・「年1回」とは、目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・「日本」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・「ファミリーファンド」とは、目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
- ・「日経225（配当込み）」とは、対象インデックスが日経225（もしくは日経平均株価）（配当込み）であるものをいいます。

※当ファンドの商品分類及び属性区分に該当しない定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

④ ファンドの特色

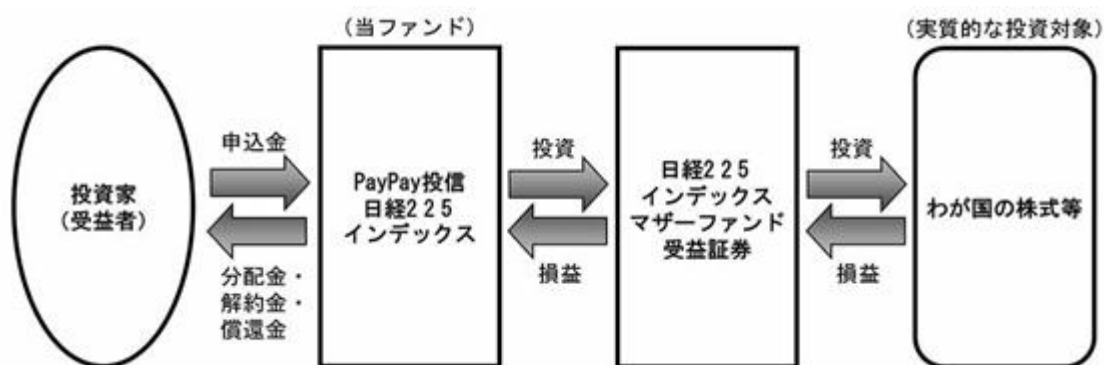
- a. わが国の株式を主要投資対象とし、日経平均株価（配当込み）に概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

◇日経平均株価に採用されている銘柄を主要投資対象とします。なお、株式への投資に代えて、上場投資信託証券や株価指数先物取引を利用する場合があります。

※日経平均株価は日本経済新聞社が東京証券取引所第一部上場銘柄のうち市場を代表する225銘柄の株価を基に算出した指数です。「日経225」、「日経平均」などと称されることもあります。

＜ファミリーファンド方式について＞

当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」により行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンド（「ファミリーファンド方式」において、「ベビーファンド」といいます。）の資金をまとめて「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行なう仕組みです。当ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて、わが国の株式に実質的に投資を行ないます。



※ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。マザーファンドの運用損益はすべてベビーファンドに還元されます。また、新たなベビーファンドを設定し、日経225インデックスマザーファンド受益証券へ投資することがあります。

※上記は2021年2月19日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

●「日経平均」について

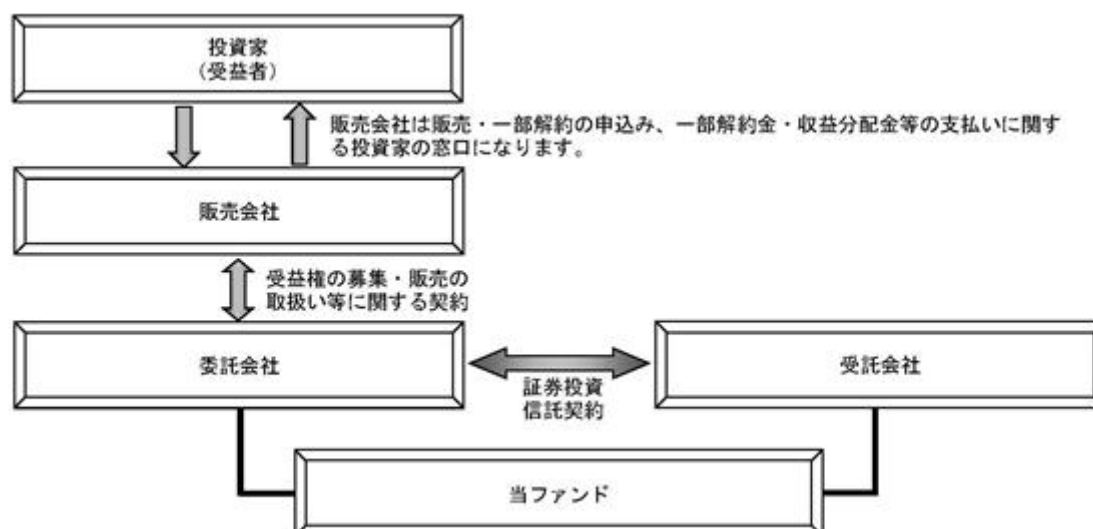
「日経平均」（「日経平均株価」、「日経225」、「日経平均トータルリターン・インデックス」を含みます。）は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は「日経平均」自体及び「日経平均」を算出する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。「日経」及び「日経平均」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。当ファンドは、投資信託委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および当ファンドの受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。株式会社日本経済新聞社は「日経平均」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。株式会社日本経済新聞社は「日経平均」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

（２）【ファンドの沿革】

2021年3月8日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始（予定）

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



委託会社：アストマックス投信投資顧問株式会社[※]

※2021年3月8日付で商号を「PayPayアセットマネジメント株式会社」に変更する予定です。
信託財産の運用指図等を行ないます。

受託会社：三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

信託財産の管理業務等を行ないます。

販売会社

当ファンドの募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金・償還金・一部解約金の支払いの取扱い等を行ないます。

② 関係法人との契約等の概要

a. 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行なう受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、一部解約の取扱い等を規定しています。

③ 委託会社等の概況（2021年1月末日現在）

a. 資本金の額

資本金の額は金95百万円です。

b. 委託会社の沿革

平成16年5月12日 「株式会社フィスコアセットマネジメント」設立

平成16年8月4日 有価証券に係る投資顧問業の登録

平成19年1月30日 投資信託委託業の認可取得

平成20年5月20日 商号を「株式会社フィスコアセットマネジメント」から「TAKMAキャピタル株式会社」に変更

平成21年4月1日 商号を「TAKMAキャピタル株式会社」から「ITCインベストメント・パートナーズ株式会社」に変更

平成25年4月1日 商号を「ITCインベストメント・パートナーズ株式会社」から「アストマックス投信投資顧問株式会社」に変更

令和3年3月8日 商号を「アストマックス投信投資顧問株式会社」から「PayPayアセットマネジメント株式会社」に変更（予定）

c. 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	35,635株	50.1%
アストマックス株式会社	東京都品川区東五反田二丁目10番2号	35,494株	49.9%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①投資対象

日経225インデックスマザーファンド（以下、「マザーファンド」という場合があります。）
受益証券を中心に投資します。

②投資態度

- ・わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち日経平均株価に採用されている銘柄を
実質的な主要投資対象とし、日経平均トータルリターン・インデックスと概ね連動する投資
成果を目指して運用を行ないます。なお、株式への投資に代えて、上場投資信託証券や株価
指数先物取引を利用する場合があります。
- ・マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ・株式以外の資産（マザーファンドを通じて投資する場合は、当該マザーファンドの信託財産
に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みま
す。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ・市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じ
たときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をき
たす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には運用の基本方針にしたがって運
用できない場合があります。

（2）【投資対象】

① この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に掲げるものをい
います。以下、同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信
託約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りします。）

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。以下、同
じ。）

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として、アストマックス投信投資顧問株式会社[※]を委託会社と し、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された日経225インデックスマザーファ ンド受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。 ※2021年3月8日付で商号を「PayPayアセットマネジメント株式会社」に変更する予定です。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

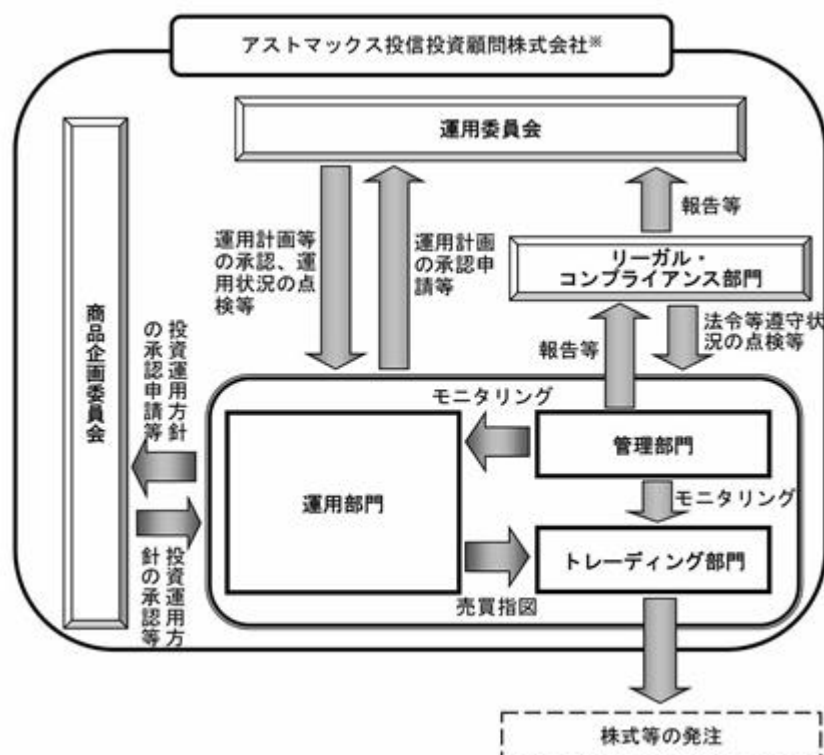
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型
新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをい
います。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下、「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下、「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

- ◆委託会社では、投資運用方針の審議・決定機関である商品企画委員会の決定に則り、運用部門が運用計画の策定、信託財産の運用の指図に関する事項を担当しています。運用部門は、常時ポートフォリオ運用のための投資環境分析を行なっています。
 - ◆トレーディング部門は、運用部門の指図に基づいた発注および約定の確認等を行ないます。トレーディング部門は、運用部門が決定する投資内容がファンドの投資運用方針等に沿っているかどうかの第一次チェックを行ない、必要に応じて速やかに是正措置を講じます。また、管理部門においても日々運用状況のモニタリングを行なっており、運用委員会で承認された運用計画と投資行動の整合性、法令および信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認します。
 - ◆リーガル・コンプライアンス部門は、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して運用状況の点検を行なうとともに、管理部門が行なうモニタリングの適切性等の確認を行なっています。これらの結果は月次の運用委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等が行なわれます。
- なお、リーガル・コンプライアンス部門は２名程度、商品企画委員会及び運用委員会は代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等４～１０名程度で構成されています。



※2021年３月８日付で商号を「PayPayアセットマネジメント株式会社」に変更する予定です。

- ◆委託会社では、受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合等を行なっています。また、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の遂行状況等をモニターしています。
- ◆委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンド・マネージャーが遵守すべき規定並びにデリバティブ取引、資金の借入れ、外国為替の予約取引、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けています。

※上記は2021年２月19日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年１回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①毎決算期に収益の分配を行なう方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行なわない場合もあります。

②分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

③信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行ないます。

※配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

◆ファンドの決算日

原則として毎年３月５日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までに支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】**① 株式への投資割合（信託約款）**

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

② 投資信託証券への投資割合（信託約款）

投資信託証券（マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

③ 外貨建資産への投資割合（信託約款）

外貨建資産への投資は、行ないません。

④ 投資する株式等の範囲（信託約款）

１．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

２．上記１．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑤ 信用取引の指図範囲（信託約款）

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けをすることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

２．上記１．の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

３．信託財産の一部解約等の事由により、上記２．の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑥ 信用リスク集中回避のための投資制限（信託約款）

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑦ 先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款）

１．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下、同じ。）。

２．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑧ スワップ取引の運用指図・目的・範囲（信託約款）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨ 金利先渡取引の運用指図・目的・範囲（信託約款）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩ デリバティブ取引等に係る投資制限（信託約款）

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑪ 有価証券の貸付けの指図および範囲（信託約款）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - ・株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑫ 資金の借入れ（信託約款）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

⑬ 同一法人の発行する株式の取得制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

⑭ 投資信託財産の運用として行なうデリバティブ取引の制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（本⑭においてデリバティブ取引とは金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引、選択権付債券売買及び商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。）を行ない、または継続することを内容とした運用を行なうことはできません。

⑮ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行なうことはできません。

（参考）日経225インデックスマザーファンド投資方針等

(1) 基本方針

この投資信託は、日経平均トータルリターン・インデックスと概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

(2) 運用方法

①投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち日経平均株価に採用されている銘柄を主要投資対象とします。

②投資態度

- ・わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち日経平均株価に採用されている銘柄を主要投資対象とし、日経平均トータルリターン・インデックスと概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、株式への投資に代えて、上場投資信託証券や株価指数先物取引を利用する場合があります。
- ・株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ・市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

③投資制限

- ・株式への投資割合には、制限を設けません。
- ・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- ・デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ・外貨建資産への投資は、行ないません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて、主として株式など値動きのある有価証券等に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、全て投資者の皆様へ帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因については、次のとおりです。

① 株価変動リスク

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、当ファンドが実質的に組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

② 株式先物取引による運用に伴うリスク

株式先物取引の価格は、様々な要因（株価水準、政治・経済・社会情勢、金融・証券市場の動向、貿易動向等）に基づき変動します。先物市場の変動の影響を受け、基準価額が下落し、投資元本を下回ることがあります。

③ 一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が下落することが考えられます。

④ ファミリーファンド方式での運用におけるリスク

ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

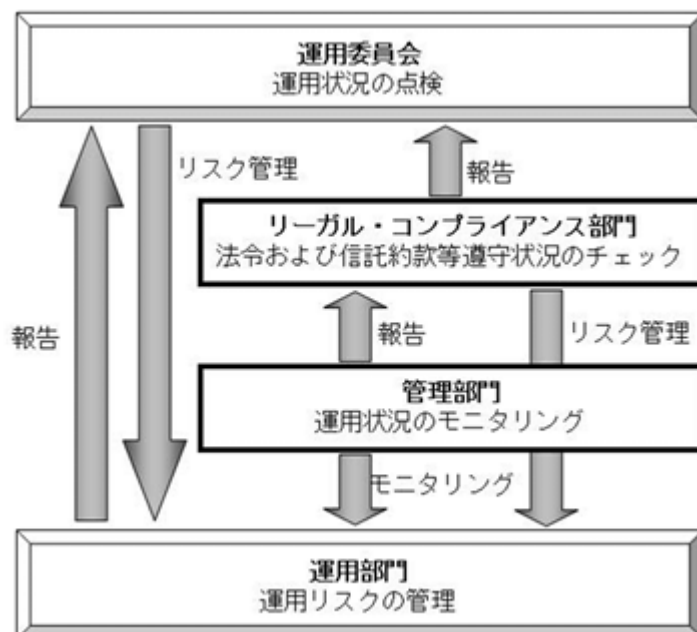
⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

⑥ 基準価額の動きの留意事項について

当ファンドは、日経平均トータルリターン・インデックスに概ね連動する投資成果を目指して運用を行ないます。ただし、主として以下の要因等により、運用目標が達成できない場合がありますので、ご留意ください。

- ・運用資金の増減等の対応のために行なった株式等の売買のタイミングの影響等により、連動対象指数の構成銘柄のすべてを当該指数の算出方法どおりに組入れられない場合
- ・株式の約定価格と基準価額の算出に使用する株価に差が生じた場合
- ・上場投資信託証券や株価指数先物取引を利用した場合において、上場投資信託証券や株価指数先物取引の価格と連動対象指数の値動きに差が生じた場合
- ・株式や上場投資信託証券、株価指数先物取引の最低取引単位の影響
- ・売買委託手数料、信託報酬、監査報酬等の負担
- ・連動対象指数の採用銘柄の変更や指数の算出方法の変更等による影響
- ・大幅な変動や急激な変動、流動性の低下等により、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合

(2) 投資リスクの管理体制



- ① 信託財産における運用リスクについては、運用部門責任者およびファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行なっています。
- ② リーガル・コンプライアンス部門においては、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して法令および信託約款等の遵守状況を日々チェックしています。
- ③ これらの結果は、代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会でも運用状況の点検が行なわれています。

※上記は2021年2月19日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

2. 投資リスク

参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。左のグラフは、過去5年間の当ファンドの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

右のグラフは、過去5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額については、表示可能なデータはありません。下記のグラフの年間騰落率はベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



代表的な資産クラスとの騰落率の比較



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算したものであり、実際の基準価額と異なる場合があります。

* 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づき計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

* 各資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株……MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースで表示しています。

※各指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は以下の通り帰属します。

指数	帰属
東証株価指数	株式会社東京証券取引所
MSCIコクサイ・インデックス	MSCI Inc.
MSCIエマージング・マーケット・インデックス	MSCI Inc.
NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
FTSE世界国債インデックス	FTSE Fixed Income LLC
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	J.P.Morgan Securities LLC

4【手数料等及び税金】**（１）【申込手数料】**

ありません。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.143%（税抜年0.13%）の率を乗じて得た額です。

委託会社、受託会社、販売会社間の配分については次のとおりです。

信託報酬の配分 (税抜)	委託会社	年0.05%
	受託会社	年0.02%
	販売会社	年0.06%

信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。）、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

※信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：資金の運用の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

（４）【その他の手数料等】**①その他の費用**

(イ)ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額等に要する費用は信託財産中から支払われます。

(ロ)信託財産において一部解約金の支払資金等に不足額が生じるときに資金借入れを行なった場合、その借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

(ハ)信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

※上記「その他の費用」については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

②以下に定める諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

(イ)信託約款の作成および監督官庁への届出等に係る費用

(ロ)有価証券届出書、有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用

(ハ)目論見書の作成、印刷および交付等に係る費用

(ニ)運用報告書の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用

(ホ)信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷等に係る費用

(ヘ)この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用

(ト)投資信託財産の監査に係る費用

(チ)この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬

③上記②の諸費用は、委託会社が合理的な見積率により計算した額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。なお、これら諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。）、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

※上記「その他の手数料等」については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※当ファンドの手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※当ファンドの手数料率等については、下記の照会先までお問い合わせください。

■ 照会先 ■

アストマックス投信投資顧問株式会社※

※2021年3月8日付で商号を「PayPayアセットマネジメント株式会社」に変更する予定です。

照会ダイヤル：Tel 0120－580446

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ [http://www.astmaxam.com※]

※2021年3月8日付でホームページアドレスを

「https://www.paypay-am.co.jp」に変更する予定です。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は、株式投資信託として取扱われます。

① 個別元本について

- a. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

③ 個人、法人別の課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。

2. 一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収選択口座においては原則として確定申告は不要となります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日より開始された非課税制度です。公募株式投資信託は税法上、NISAの適用対象となります。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、「ジュニアNISA」は、年間80万円の範囲で20歳未満の方を対象とした非課税制度となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度は適用されません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

当ファンドの運用は2021年3月8日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在該当事項はありません。

（１）【投資状況】

該当事項はございません。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はございません。

②【投資不動産物件】

該当事項はございません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はございません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

該当事項はございません。

②【分配の推移】

該当事項はございません。

③【収益率の推移】

該当事項はございません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はございません。

(参考情報)

3. 運用実績

当ファンドの運用は2021年3月8日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在該当事項はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はございません。

分配の推移

該当事項はございません。

主要な資産の状況

該当事項はございません。

年間収益率の推移



※当ファンドのベンチマークは「日経平均トータルリターン・インデックス」です。

※上記はベンチマークの年間収益率です。当該ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※2021年は2021年1月末日までの騰落率を記載しています。

ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

お申込みには、分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取るコース（「分配金受取コース」といいます。）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」といいます。）の2つのコースがあります。ただし、販売会社によって取扱うコースが異なることがありますので、お申込みの際は、必ず販売会社にご確認ください。

受益権の取得申込者は「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」のいずれかの方法により取得の申込みを行ないます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (2) 受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

- (3) 申込単位は、販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により、税引き後の収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

- (4) 受益権の販売価額は、取得申込受付日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により、税引き後の収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として決算日の基準価額とします。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は、販売会社もしくは下記「照会先」に問い合わせることにより知ることができます。また、日本経済新聞にも掲載されます。

- (5) 当ファンドの受益権の取得申込みは、毎営業日に販売会社において受付けます。なお、取得申込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

また、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することがあります。

- (6) 受益権の取得申込者は、お申込金額と申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。

※ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

■ 照会先 ■

アストマックス投信投資顧問株式会社※

※2021年3月8日付で商号を「PayPayアセットマネジメント株式会社」に変更する予定です。

照会ダイヤル：Tel 0120-580446

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

ホームページ [http://www.astmaxam.com※]

※2021年3月8日付でホームページアドレスを

「https://www.paypay-am.co.jp」に変更する予定です。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。

(1) 受益者は、原則として毎営業日において、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。なお、一部解約の実行の請求をする場合は、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎての一部解約の実行の請求は、翌営業日の取扱いとなります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けたときは、1口単位をもってこの信託契約の一部を解約します。

(4) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額とします。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は、販売会社もしくは上記「1 申込（販売）手続等」に記載の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、日本経済新聞にも掲載されます。

(5) 一部解約金は、一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(6) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。また、信託財産の資産管理を円滑に行なうために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

(7) 一部解約の実行の請求の受付が中止されたときは、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額で、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示します。基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。

基準価額は、販売会社もしくは上記「1 申込（販売）手続等」に記載の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、日本経済新聞にも掲載されます。

- ② 株式の評価は、原則として、基準価額計算日（外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日）の金融商品取引所の終値で評価します。

国内の取引所に上場されている株式先物取引は、原則として当該取引所の発表する基準価額計算日の清算値段等で評価します。

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。ただし、下記「（５）その他 ① 信託の終了」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

- ① 当ファンドの計算期間は、原則として原則として毎年3月6日から翌年3月5日までとします。
- ② 上記の場合において、計算期間の最終日が休日に当たるときは、休日の翌営業日を当該計算期間の最終日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。なお、第1計算期間は、当初設定日から2022年3月7日までとします。

（５）【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、上記1. の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 上記2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 上記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 上記2. から4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意

の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記2. から4. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。

6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、「②信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本「②信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、上記1. の事項（上記1. の変更事項にあつてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
3. 上記2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 上記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 上記2. から5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 上記1. から6. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記1. から7. までの規定にしたがいます。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が自己が保有する受益権について一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記①に規定する信託契約の解約または上記②に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

④ 関係法人との契約の更改等

a. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとします。

⑤ 運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券の売買状況、費用明細等のうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<http://www.astmaxam.com>[※]）に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

※2021年3月8日付でホームページアドレスを「<https://www.paypay-am.co.jp>」に変更する予定です。

⑥ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行ないます。

公告アドレス <http://www.astmaxam.com/notification/>[※]

※2021年3月8日付で公告アドレスを「<https://www.paypay-am.co.jp/notification/>」に変更する予定です。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

① 受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

② 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に帰属します。

③ 受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

a. 「分配金受取コース」により取得している場合

収益分配金は、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までの日）から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

b. 「分配金再投資コース」により取得している場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

- ④ 受益者が、収益分配金について上記③の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

- ① 受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。
- ② 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 受益者が、信託終了による償還金について、上記②の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

- ① 受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行なうものとしします。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ② 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(4) 反対受益者の買取請求権

上記「3 資産管理等の概要（5）③」の項をご参照ください。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの運用は2021年3月8日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在該当事項はありません。ファンドの会計監査は、有限責任監査法人トーマツにより行なわれる予定です。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

（1）【貸借対照表】

該当事項はありません。

（2）【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

（3）【注記表】

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(9) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

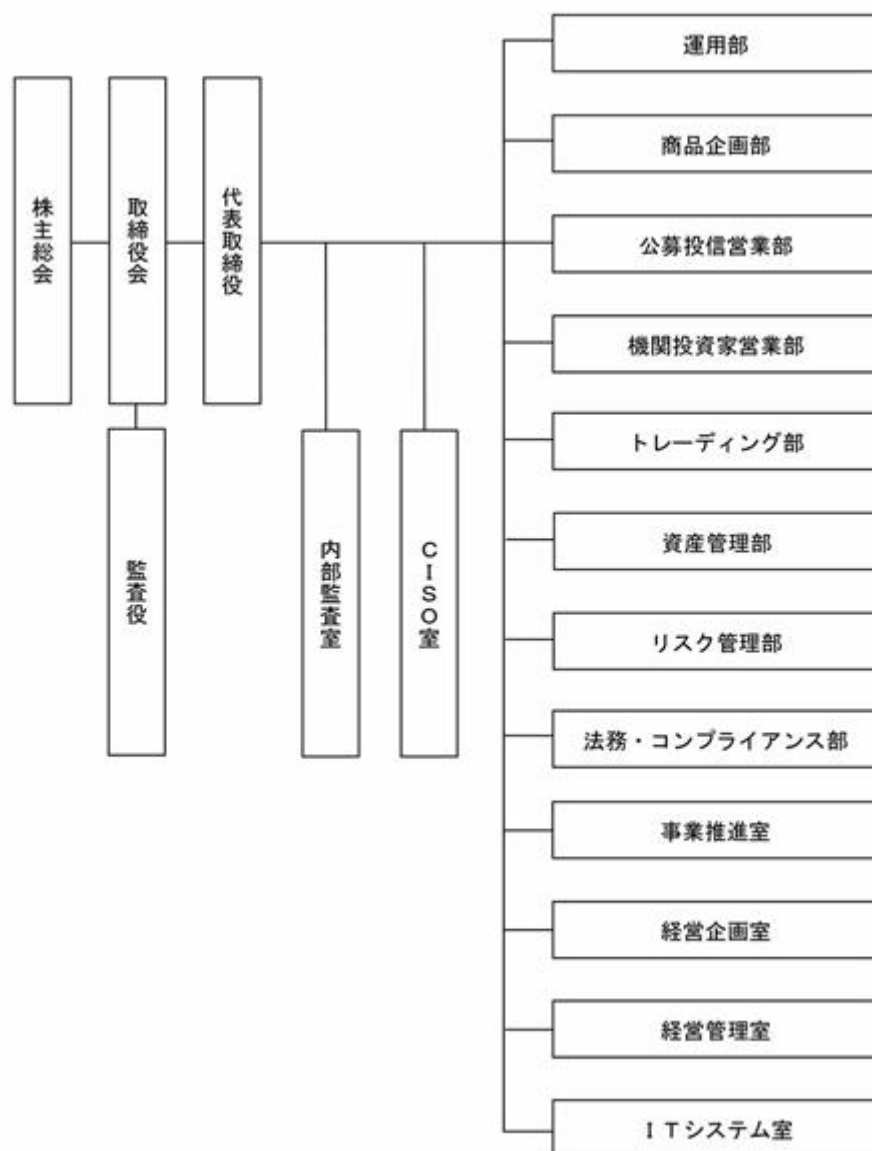
(1) 資本金の額

2021年1月末日現在の資本金の額は金95百万円です。なお、発行可能株式総数は100,000株であり、発行済株式総数は71,129株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

(2) 会社の機構

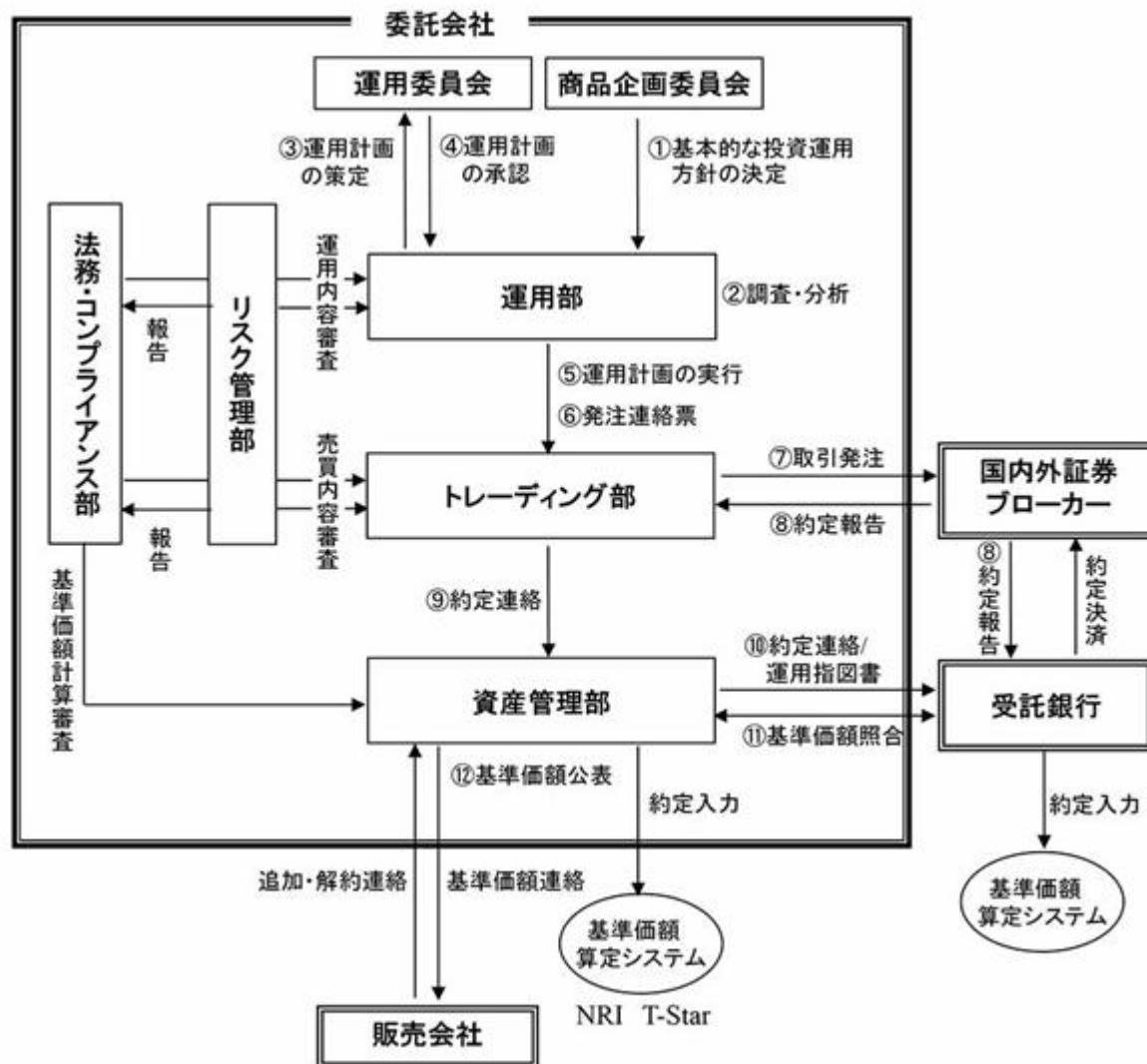
a. 組織図



b. 投資信託財産の運用の指図に係わる決定を行なう社内組織：

代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される商品企画委員会を投資運用方針の審議・決定機関として、その決定に則り、運用部門が運用計画の策定、信託財産の運用の指図に関する事項を担当しています。投資方針の決定から運用の指図及び投信計理処理の流れは、下図「投資運用の意思決定と運用指図実施及び計理処理の流れ」のとおりです。

投資運用の意思決定と運用指図実施及び計理処理の流れ



※ 内部監査室は、上記のうち委託会社の全ての業務の監査を行なっています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であるアストマックス投信投資顧問株式会社[※]は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務、第二種金融商品取引業務を行なっております。

※2021年3月8日付で商号を「PayPayアセットマネジメント株式会社」に変更する予定です。

委託会社の運用する証券投資信託は2021年1月末日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	64	272,106
単位型株式投資信託	19	37,407
追加型公社債投資信託		
単位型公社債投資信託	2	8,596
合計	85	318,110

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 委託会社であるアストマックス投信投資顧問株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

委託会社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度（自2019年4月1日至2020年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19事業年度（自2020年4月1日至2021年3月31日）に係る中間会計期間（自2020年4月1日至2020年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

区分	前事業年度 (2019年3月31日現在)		当事業年度 (2020年3月31日現在)	
	金 額		金 額	
	千円	千円	千円	千円
(資産の部)				
I 流 動 資 産				
1 現金・預金		571,417		247,640
2 前払費用		13,921		20,428
3 未収委託者報酬		346,960		255,503
4 未収運用受託報酬		8,693		13,036
5 未収収益		-		18,245
6 金銭の信託		1,000		1,000
7 未収還付法人税		-		38,065
8 その他		9,757		9,050
流 動 資 産 合 計		951,750		602,970
II 固 定 資 産				
1 有形固定資産		7,976		87,414
(1) 建物	*1	3,230	55,738	
(2) 器具備品	*1	4,745	31,676	
2 無形固定資産		12,800		13,302
(1) ソフトウェア		12,800	13,302	
3 投資その他の資産		149,813		177,647
(1) 投資有価証券		129,226	129,503	
(2) 出資金		173	173	
(3) 繰延税金資産		18,747	-	
(4) 長期差入保証金		-	46,855	
(5) その他		1,665	1,116	
固 定 資 産 合 計		170,590		278,365
資 産 合 計		1,122,341		881,336
(負債の部)				
I 流 動 負 債				
1 預り金		13,032		11,681
2 未払金		126,375		96,161
(1) 未払手数料	108,251		81,124	
(2) その他未払金	18,124		15,037	
3 関係会社未払金		4,086		12,432
4 未払費用		100,624		89,996
5 未払法人税等		63,745		1,624
6 未払消費税等		5,720		-
7 賞与引当金		30,012		24,499
8 前受金		81		-
流 動 負 債 合 計		343,679		236,396
II 固 定 負 債				
1 繰延税金負債		-		7,513
2 資産除去債務		-		23,648
3 その他		4,060		2,371
固 定 負 債 合 計		4,060		33,534
負 債 合 計		347,739		269,930
(純資産の部)				
I 株 主 資 本				
1 資本金		95,000		95,000
2 資本剰余金				
(1) 資本準備金	253,212		253,212	
(2) その他資本剰余金	57,136		57,136	
資本剰余金計		310,348		310,348
3 利益剰余金				
(1) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	368,785		208,557	
利益剰余金計		368,785		208,557
株 主 資 本 合 計		774,133		613,906
II 評価・換算差額等				

(1) その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計	468		△2,500	
純 資 産 合 計		468		△2,500
		774,601		611,405
負 債 ・ 純 資 産 合 計		1,122,341		881,336

(2) 【損益計算書】

区分	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金 額		金 額	
	千円	千円	千円	千円
I 営業収益				
1 委託者報酬		1,801,966		1,539,414
2 運用受託報酬		91,211		62,467
3 その他営業収益		2,978		18,097
営業収益計		1,896,155		1,619,979
II 営業費用				
1 支払手数料		457,056		385,097
2 広告宣伝費		47,295		40,103
3 調査費		476,422		494,000
(1) 調査費	30,913		44,236	
(2) 委託調査費	445,508		449,763	
4 委託計算費		94,474		87,729
5 振替投信費		6,190		5,553
6 営業雑経費		14,096		13,691
(1) 通信費	4,403		6,492	
(2) 印刷費	4,320		2,334	
(3) 諸会費	2,780		2,966	
(4) その他	2,592		1,898	
営業費用計		1,095,535		1,026,176
III 一般管理費				
1 給与		324,394		347,416
(1) 役員報酬	46,688		50,188	
(2) 給与・手当	244,853		270,395	
(3) 賞与引当金繰入額	30,012		24,499	
(4) その他報酬給料	2,840		2,331	
2 事務委託費		167,980		86,815
3 交際費		987		869
4 旅費交通費		13,677		13,852
5 租税公課		722		908
6 不動産賃借料		27,586		45,683
7 退職給付費用		4,177		4,455
8 福利厚生費		39,004		45,160
9 固定資産減価償却費		5,121		10,526
10 諸経費		13,480		20,070
一般管理費計		597,132		575,758
営業利益		203,488		18,044
IV 営業外収益				
1 受取配当金		192		491
2 投資有価証券償還益		257		1,036
3 業務受託収入		92		-
4 その他		176		191
営業外収益計		718		1,719
V 営業外費用				
1 為替差損		13		2
2 投資有価証券評価損		-		394
営業外費用計		13		397
経常利益		204,193		19,365
VI 特別損失				
1 固定資産除却損	*1	0		3,306
2 移転費用		-		13,346
特別損失計		0		16,652
税引前当期純利益		204,193		2,713
VII 法人税等				
1 法人税、住民税及び事業税	76,695		2,140	
2 法人税等調整額	△6,862		26,509	

法人税等合計		69,833		28,649
当期純利益又は当期純損失（△）		134,360		△25,936

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
					繰越利益剰 余金	
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	387,281	387,281
当期変動額						
剰余金の配当					△152,856	△152,856
当期純利益					134,360	134,360
株主資本以外の項目の当期変動 額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	△18,495	△18,495
当期末残高	95,000	253,212	57,136	310,348	368,785	368,785

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	792,629	972	972	793,602
当期変動額				
剰余金の配当	△152,856			△152,856
当期純利益	134,360			134,360
株主資本以外の項目の当期変動 額(純額)		△504	△504	△504
当期変動額合計	△18,495	△504	△504	△19,000
当期末残高	774,133	468	468	774,601

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	368,785	368,785
当期変動額						
剰余金の配当					△134,291	△134,291
当期純損失					△25,936	△25,936
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	△160,227	△160,227
当期末残高	95,000	253,212	57,136	310,348	208,557	208,557

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	774,133	468	468	774,601
当期変動額				
剰余金の配当	△134,291			△134,291
当期純損失	△25,936			△25,936
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△2,968	△2,968	△2,968
当期変動額合計	△160,227	△2,968	△2,968	△163,196
当期末残高	613,906	△2,500	△2,500	611,405

注記事項**（重要な会計方針）**

1 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物3～15年、器具備品3～15年です。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
4 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）**（1）収益認識に関する会計基準等**

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

① 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

② 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

③ 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（2）時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

① 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

② 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

③ 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
*1 有形固定資産の減価償却累計額は、25,684千円であります。	*1 有形固定資産の減価償却累計額は、16,513千円であります。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
*1固定資産除却損の内訳 器具備品 0千円	*1固定資産除却損の内訳 建物 2,883千円 器具備品 422千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	71,129	-	-	71,129
合計	71,129	-	-	71,129

2. 配当金に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定例株主総会	普通株式	152	2,149	2018年3月31日	2018年6月21日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定例株主総会	普通株式	利益剰余金	134	1,888	2019年3月31日	2019年6月20日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	71,129	-	-	71,129
合計	71,129	-	-	71,129

2. 配当金に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定例株主総会	普通株式	134	1,888	2019年3月31日	2019年6月20日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）**1. 金融商品の状況に関する事項****（1）金融商品に対する取組方針**

当社は、短期的な運転資金確保の観点から、資金運用については短期的な預金等に限定しております。前事業年度及び当事業年度において金融機関からの借入及び社債発行等による資金の調達はありません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資運用業等からの債権であり、信用リスクに晒されておりますが、会社で定められた手続に従い管理しておりますので投資運用業者等の性格上そのリスクは軽微であると考えております。

営業債権である未収運用受託報酬は、投資助言業等からの債権であり、信用リスクに晒されておりますが、会社で定められた手続に従い管理しておりますので投資運用業者等の性格上そのリスクは軽微であると考えております。

営業債務である未払金、未払手数料、未払費用は、投資運用業等の債務であり、会社で定められた手続に従い管理しております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2を参照ください。）

前事業年度（2019年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	571,417	571,417	-
(2) 未収委託者報酬	346,960	346,960	-
(3) 未収運用受託報酬	8,693	8,693	-
(4) 投資有価証券	129,195	129,195	-
資産計	1,056,267	1,056,267	-
(1) 未払手数料	108,251	108,251	-
(2) その他未払金	18,124	18,124	-
(3) 関係会社未払金	4,086	4,086	-
(4) 未払費用	100,624	100,624	-
(5) 未払法人税等	63,745	63,745	-
負債計	294,832	294,832	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項は、次のとおりであります。

資産**（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬**

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、（有価証券関係）に記載しております。

負債**（1）未払手数料、（2）その他未払金、（3）関係会社未払金、（4）未払費用、（5）未払法人税等**

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（2020年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	247,640	247,640	-
(2) 未収委託者報酬	255,503	255,503	-
(3) 未収運用受託報酬	13,036	13,036	-
(4) 未収還付法人税等	38,065	38,065	-
(5) 投資有価証券	129,476	129,476	-
(6) 長期差入保証金	46,855	45,021	△1,833
資産計	730,578	728,745	△1,833
(1) 未払手数料	81,124	81,124	-
(2) その他未払金	15,037	15,037	-
(3) 関係会社未払金	12,432	12,432	-
(4) 未払費用	89,996	89,996	-
(5) 未払法人税等	1,624	1,624	-
負債計	200,214	200,214	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項は、次のとおりであります。

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収還付法人税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 投資有価証券
これらは投資信託であり、時価は基準価額によっております。
- (6) 長期差入保証金
長期差入保証金の時価は、返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュフローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 関係会社未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
匿名組合出資金(注1)	30	26
出資金(注1)	173	173

(注1) 上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金・預金	571,417	-	-
未収委託者報酬	346,960	-	-
未収運用受託報酬	8,693	-	-

当事業年度（2020年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金・預金	247,640	-	-
未収委託者報酬	255,503	-	-
未収運用受託報酬	13,036	-	-
未収還付法人税等	38,065	-	-
長期差入保証金	-	-	46,855

(注) 4. 金銭債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2019年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
未払手数料	108,251	-	-
その他未払金	18,124	-	-
関係会社未払金	4,086	-	-
未払費用	100,624	-	-
未払法人税等	63,745	-	-

当事業年度（2020年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
未払手数料	81,124	-	-
その他未払金	15,037	-	-
関係会社未払金	12,432	-	-
未払費用	89,996	-	-
未払法人税等	1,624	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2019年3月31日現在）

(単位：千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの(注)	17,288	13,500	3,788
小計	17,288	13,500	3,788
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの(注)	111,907	114,980	△3,072
小計	111,907	114,980	△3,072
合計	129,195	128,480	715

(注)取得原価の内訳

投資信託受益証券 128,480千円

当事業年度（2020年3月31日現在）

(単位：千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの(注)	18,471	15,000	3,471
小計	18,471	15,000	3,471
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの(注)	111,004	116,977	△5,972
小計	111,004	116,977	△5,972
合計	129,476	131,977	△2,500

(注1)取得原価の内訳

投資信託受益証券 131,977千円

(注2)当事業年度において、投資信託受益証券について503千円の減損処理を行っております。

減損処理にあたっては時価が取得原価に比べ50%程度以上下落しているものについては、合理的な反証が無い限り、時価が取得原価まで回復する見込みの無い著しい下落とみなし、減損処理を行っております。

2. 償還したその他有価証券

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

種類	償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
投資信託受益証券	15,757	1,891	1,633
合計	15,757	1,891	1,633

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

種類	償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
投資信託受益証券	7,536	1,479	443
合計	7,536	1,479	443

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社では、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）4,177千円、当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）4,455千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
（繰延税金資産）		
賞与引当金	10,381	8,474
未払事業税	6,673	-
未払法定福利費	1,574	1,329
未払退職金	1,404	820
投資有価証券評価損	179	353
繰越欠損金	-	10,919
資産除去債務	-	8,180
繰延資産償却費	-	1,024
その他	378	115
繰延税金資産小計	20,591	31,218
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	-	△10,919
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,596	△16,288
評価性引当額 小計（注1）	△1,596	△27,207
繰延税金資産合計	18,995	4,010
（繰延税金負債）		
資産除去債務に対応する除去費用	-	△8,041
未取還付事業税	-	△3,464
その他有価証券評価差額金	△247	-
その他	-	△17
繰延税金負債合計	△247	△11,523
繰延税金資産（△負債）の純額	18,747	△7,513

（注1）評価性引当額が25,611千円増加しております。この増加の主な要因は、資産除去債務に係る評価性引当額を8,180千円、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を10,919千円追加的に認識したことに伴うものであります。

（注２）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰延期限別の金額

前事業年度（2019年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2020年３月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(※１)	-	-	-	-	-	10,919	10,919
評価性引当額	-	-	-	-	-	△10,919	△10,919
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（※１）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年３月31日)	当事業年度 (2020年３月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会	34.59%
（調整）	計適用後の法人税等の負	
住民税均等割額	担率との差異が法定実効	77.36%
評価性引当額の増減額	税率の100分の５以下で	943.94%
その他	あるため、記載を省略し	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	ております。	1055.91%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

不動産賃借契約に基づく本社オフィスの退去時における原状回復費

２．当該資産除去債務の金額の算定法

使用見込期間を主として取得から15年と見積り、使用見込期間に対応した割引率として国債の利回りを使用して資産除去債務金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (2019年３月31日現在)	当事業年度 (2020年３月31日現在)
期首残高	-千円	-千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円	23,642千円
時の経過による調整額	-千円	5千円
その他増減額	-千円	-千円
期末残高	-千円	23,648千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当社は、アセット・マネジメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

前事業年度（自 2018年４月１日 至 2019年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン諸島	その他	合計
1,836,940	13,996	45,219	1,896,155

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、公募投資信託であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数のため、記載を省略しております。運用受託報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン諸島	その他	合計
1,588,504	11,709	19,765	1,619,979

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、公募投資信託であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数のため、記載を省略しております。運用受託報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	アストマックス株式会社	東京都品川区	2,013	持株会社	(被所有) 直接 66.6	役員の兼務、 業務委託	業務委託料 (注1)	147,154	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 業務委託料については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	アストマックス 株式会社	東京都 品川区	2,013	持株会社	(被所有) 直接 49.9	役員の兼務、 業務委託	業務委託料 (注1)	62,790	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 業務委託料については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
財務諸表提出 会社のその他 の関係会社の 子会社	株式会社 Magne-Max Capital Management	大阪府 大阪市	95	投資助言業	-	役員の兼務、 投資顧問契約の 締結	投資顧問料 (注1)	142,258	未払費用	34,819

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資顧問料については、投資顧問契約の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
財務諸表作成 会社と同一の 親会社をもつ 会社	株式会社 Magne-Max Capital Management	大阪府 大阪市	95	投資助言業	-	役員の兼務、 投資顧問契約の 締結	投資顧問料 (注1)	114,595	未払費用	28,785

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資顧問料については、投資顧問契約の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ソフトバンクグループ株式会社（東京証券取引所に上場）

ソフトバンクグループジャパン株式会社（非上場）

Zホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

ヤフー株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)
1株当たり純資産額	10,890円10銭	8,595円73銭
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（△）	1,888円97銭	△364円64銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（△）	—	—
	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注１） 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2019年 3 月31日現在)	当事業年度 (2020年 3 月31日現在)
純資産の部の合計額	774,601千円	611,405千円
普通株式に係る期末の純資産額	774,601千円	611,405千円
普通株式の発行済株式数	71,129株	71,129株
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	71,129株	71,129株

（注２） 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)
当期純利益金額又は当期純損失金額（△）	134,360千円	△25,936千円
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額（△）	134,360千円	△25,936千円
普通株式の期中平均株式数	71,129株	71,129株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(中間貸借対照表)

		第19期中間会計期間末 (2020年9月30日現在)	
科目		金 額	
		千円	千円
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金・預金			249,743
2 前払費用			11,464
3 未収委託者報酬			234,046
4 未収運用受託報酬			6,793
5 金銭の信託			1,000
6 その他			6,405
流動資産合計			509,453
II 固定資産			
1 有形固定資産			81,619
(1) 建物	*1	53,792	
(2) 器具備品	*1	27,827	
2 無形固定資産			11,514
(1) ソフトウェア		11,514	
3 投資その他の資産			175,035
(1) 投資有価証券		127,475	
(2) 出資金		173	
(3) 長期差入保証金		46,855	
(4) その他		532	
固定資産合計			268,170
資産合計			777,623
(負債の部)			
I 流動負債			
1 預り金			12,821
2 未払金			90,700
(1) 未払手数料		76,852	
(2) その他未払金		13,847	
3 関係会社未払金			6,610
4 未払費用			81,846
5 関係会社未払費用			569
6 未払法人税等			1,145
7 未払消費税等			6,994
8 賞与引当金			19,927
9 前受金			7,741
流動負債合計			228,356
II 固定負債			
1 資産除去債務			23,660
2 繰延税金負債			7,788
3 その他			2,371
固定負債合計			33,821
負債合計			262,177
(純資産の部)			
I 株主資本			
1 資本金			95,000
2 資本剰余金			
(1) 資本準備金	253,212		
(2) その他資本剰余金	57,136		
資本剰余金合計			310,348
3 利益剰余金			
(1) その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	116,135		
利益剰余金合計			116,135
株主資本合計			521,483
II 評価・換算差額等			
1 その他有価証券評価差額金			△6,037
評価・換算差額等合計			△6,037
純資産合計			515,446
負債・純資産合計			777,623

(中間損益計算書)

		第19期中間会計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)	
科目		金 額	
		千円	千円
I 営業収益			
1 委託者報酬			612,104
2 運用受託報酬			37,489
3 その他営業収益			1,002
営業収益計			650,597
II 営業費用			
1 支払手数料			150,991
2 広告宣伝費			18,364
3 調査費			219,418
(1) 調査費	22,380		
(2) 委託調査費	197,038		
4 委託計算費			43,561
5 振替投信費			2,393
6 営業雑経費			8,523
(1) 通信費	4,550		
(2) 印刷費	1,044		
(3) 諸会費	1,868		
(4) その他	1,059		
営業費用計			443,253
III 一般管理費			
1 給料			199,013
(1) 役員報酬	23,686		
(2) 給料・手当	152,766		
(3) 賞与引当金繰入額	19,927		
(4) その他報酬給料	2,632		
2 事務委託費			25,767
3 交際費			139
4 旅費交通費			793
5 租税公課			1,470
6 不動産賃借料			22,177
7 退職給付費用			2,607
8 福利厚生費			28,832
9 固定資産減価償却費	*1		9,429
10 諸経費			10,002
一般管理費計			300,234
営業損失			92,891
IV 営業外収益			
1 受取配当金			77
2 投資有価証券償還益			293
3 為替差益			2
4 投資有価証券評価益			103
5 その他			407
営業外収益計			884
V 営業外費用			
営業外費用計			-
経常損失			92,006
税引前中間純損失			92,006
法人税、住民税及び事業税			140
法人税等調整額			275
中間純損失			92,422

(中間株主資本等変動計算書)

第19期中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
					繰越利益 剰余金	
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	208,557	208,557
当中間期変動額						
中間純損失（△）					△92,422	△92,422
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)						
当中間期変動額合計	-	-	-	-	△92,422	△92,422
当中間期末残高	95,000	253,212	57,136	310,348	116,135	116,135

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	613,906	△2,500	△2,500	611,405
当中間期変動額				
中間純損失（△）	△92,422			△92,422
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)		△3,536	△3,536	△3,536
当中間期変動額合計	△92,422	△3,536	△3,536	△95,958
当中間期末残高	521,483	△6,037	△6,037	515,446

注記事項

（重要な会計方針）

1 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物3～15年、器具備品4～15年です。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。
4 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（中間貸借対照表関係）

第19期中間会計期間末 (2020年9月30日現在)
*1 有形固定資産の減価償却累計額は、23,931千円であります。

（中間損益計算書関係）

第19期中間会計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)	
*1 減価償却実施額	
有形固定資産	7,417千円
無形固定資産	2,011千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第19期中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	71,129	-	—	71,129

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第19期中間会計期間末（2020年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(注) 2を参照ください。)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	249,743	249,743	-
(2) 未収委託者報酬	234,046	234,046	-
(3) 未収運用受託報酬	6,793	6,793	-
(4) 投資有価証券	127,439	127,439	-
(5) 長期差入保証金	46,855	45,526	△1,328
資産計	664,878	663,549	△1,328
(1) 未払手数料	76,852	76,852	-
(2) その他未払金	13,847	13,847	-
(3) 関係会社未払金	6,610	6,610	-
(4) 未払費用	81,846	81,846	-
(5) 関係会社未払費用	569	569	-
負債計	179,725	179,725	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項は、次のとおりであります。

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は基準価額によっております。

- (5) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュフローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 関係会社未払金、(4) 未払費用、(5) 関係会社未払費用

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券（匿名組合出資金）	35
出資金	173

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

(注) 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第19期中間会計期間末（2020年9月30日現在）

1. その他有価証券

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（注）	27,935	23,500	4,435
小計	27,935	23,500	4,435
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（注）	99,504	109,977	△10,472
小計	99,504	109,977	△10,472
合計	127,439	133,477	△6,037

(注) 1. 投資信託受益証券であります。

2. 匿名組合出資金（中間貸借対照表計上額35千円）及び出資金（中間貸借対照表計上額173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

第19期中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

不動産賃借契約に基づく本社オフィスの退去時における原状回復費

2. 当該資産除去債務の金額の算定法

使用見込期間を主として取得から15年と見積り、使用見込期間に対応した割引率として国債の利回りを使用して資産除去債務金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第19期中間会計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
期首残高	23,648千円
時の経過による調整額	11千円
中間期末残高	23,660千円

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

第19期中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

当社は、アセット・マネジメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

第19期中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
636,903	13,693	650,597

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、公募及び私募投資信託であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数のため、記載を省略しております。

運用受託報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	第19期中間会計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
1株当たり純資産額	7,246円64銭
1株当たり中間純損失	1,299円36銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	—
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式は存在しないため記載しておりません。	

(注1) 1株当たり純資産の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第19期中間会計期間末 (2020年9月30日現在)
純資産の部の合計額（千円）	515,446
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額（千円）	515,446
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数（株）	71,129

(注2) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第19期中間会計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
中間純損失（千円）	92,422
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純損失（千円）	92,422
普通株式の期中平均株式数（株）	71,129

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は、定款について令和2年6月12日付で下記の通り変更を行ないました。委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

・役付取締役の範囲を拡充するための変更

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

① 資本金の額

2020年9月末日現在、342,037百万円

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2020年9月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

（資本金の額は2020年9月末日現在）

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	「銀行法」に基づき銀行業を営んでいます。「銀行法」に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社SBI証券 ^{※1}	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社 ^{※2}	資本金の額は(1)①、事業の内容は(1)②をご参照ください。	

※1 株式会社SBI証券は、2021年3月9日より当ファンドの取扱販売会社となる予定です。

※2 三井住友信託銀行株式会社は、委託会社等（委託会社の親法人等及び法人主要株主を含みます。）が自己資金等の拠出を行なう場合等の取扱いのみを行ないません。一般の投資家向けの募集等の取扱いは行ないません。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行ないません。

(2) 販売会社の業務

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の請求の受付、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行ないません。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を使用し、ファンドの形態等を記載をする場合があります。
- (2) 有価証券届出書「第一部証券情報」、「第二部ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (3) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (4) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (5) 目論見書の巻末に約款等を掲載することがあります。
- (6) 目論見書に委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載することがあります。
- (7) 目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- (8) 目論見書に金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を記載することがあります。
- (9) 目論見書に最新の運用実績、運用状況を記載することがあります。
- (10) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得し、使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2020年6月23日

アストマックス投信投資顧問株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 信之 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアストマックス投信投資顧問株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アストマックス投信投資顧問株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに応じた監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月15日

アストマックス投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

山

田

信

之

（印）

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアストマックス投信投資顧問株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アストマックス投信投資顧問株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。